

大会・講習会等の主催、共催及び後援に関する規程

第1条（目的）

この規程は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）が、会則第4条第1項第2号を実施するにあたり、必要な事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

第2条（事業の主催、主管）

連盟が事業を主催又は主管する場合は、次のとおりとする。

- （1）事業の計画、立案、運営に連盟が直接携わる場合。
- （2）その他、連盟理事会（以下「理事会」という）の決定による場合。

第3条（委員会の役割）

連盟が主催、主管する事業の細部については、各委員会がこれにあたる。

第4条（事業の共催）

連盟が事業の共催を行う場合は、次のとおりとする。

- （1）事業の計画、立案、運営を他団体と対等な条件で行う場合。
- （2）その他、理事会の決定による場合。

第5条（共催事業の詳細）

連盟が事業を共催する場合、その詳細については理事会で検討を行う。

第6条（事業の後援）

連盟が事業の後援を行う場合は、次のとおりとする。

- （1）県内で行われる事業で、その対象範囲が二つ以上の郡市にまたがり開催され、理事会で申請が受理された場合。
- （2）その他、理事会の決定による場合。

第7条（後援補助金）

連盟が事業を後援する場合は、連盟代表者を派遣し、別に定める補助金及び祝金等を支払うことができる。

第8条（後援申請）

後援申請は、別表1-1の様式で申請し、別表1-2でその実績を報告する。

第9条（規程の改廃）

この規程の改廃等については、理事会の議決による。